

紙面の都合上、次号の到着が大幅に遅れます。先んじてお詫び申し上げます。編集部



全国自動車交通労働組合総連合東京地方連合会機関紙

7 / 1
(2026年)
No. 1210

発行＝全国自動車交通労働組合総連合
東京地方連合会(自交総連東京地連)
〒110-0003 東京都台東区根岸4-11-10
電話3871-4115(代表) FAX3871-4120

発行人＝林 悦夫

1部50円 郵送料別
(毎月1日の1回発行)
郵便振替口座 00110-2-66026番
購読料 前納制 1,500円
昭和51年11月5日第三種郵便物認可

全
都
協
共
同
自
教
版
教

運賃改定後の賃下げ合理化 事業者は運賃改定の社会的公約を守れ



2022年運賃改定時にも「労働条件改善のため」と宣伝行動を実施

今年3月に多摩地区、4月には東京特別区・武三地区において、タクシーの運賃改定が実施されました。今回の改定は深刻な人手不足の解消にむけ、他産業との賃金格差を縮小し「乗務員の労働条件を改善すること」を前提として国から認められたものです。しかし、この増収効果に冷水を浴びせるように、一部の事業者から「配車アプリの手数料値上げ」や「DX投資コスト」を理由に、実質的な賃下げ(歩合率の引き下げ額の引き上げ)を提案してくるうごきが浮き彫りとなっています。

アプリ手数料の乗務員転嫁か

便を向上させる」という重い社会的公約です。それにもかかわらず、一部の事業者は公約を裏切るうごきを見せています。昨年「GO」や「S・RIDE」「Uber」といった配車アプリやキャッシュレス決済の普及、それに伴うDX投資や安全設備の導入費用が増加していることは事実です。しかし、これらの利便性向上にかかるコストや決済手数料は、本来「経営側が事業原価として負担すべき経費」であり、運賃の原価算定にも織り込まれていくべきものです。

これを「アプリ利用が増えて手数料がかさむから」と乗務員に転嫁し①賃金計算の基礎となる「運送収入(営収)」からアプリ手数料分を勝手に差し引く。②歩合率を一方的に引き下げる。③「足切り額(基準営収)」を引き上げて実質的な労働強化を強いる。といった提案を行うことは、運賃改定による増収分を「スライド賃下げ」するものです。これでは、何のために運賃を上げたのかわからず、利用者の理解も得られません。

労組や労働者の同意が必要

2022年の運賃改定時にも、賃下げに及んだ悪質事業者に対して、私たちは関東運輸局へ是正指導を求めて運動を展開してきました。こうした違法・不当な労働条件の改悪を放置することは、タクシーの労働者環境を悪化させ、担い手不足に拍車をかけ、その結果、産業の崩壊を招きます。

結成80周年記念レセプション開催

東京地連は、激動の時代を駆け抜け、多くの諸先輩方が築き上げてきたたかいたの歴史を礎に、今年で結成80周年の節目を迎えました。これまでの歩みを振り返り、今後のさらなる前進と団結を固め合うため、記念レセプションを下記のとおり開催いたします。組合員の皆様をはじめ、日頃より東京地連を支えて下さる多くの皆様のご出席を心よりお待ち申し上げます。

記
日 時：7月28日(火)
13:00開会(12:30受付開始)
会 場：アートホテル日暮里ラングウッド
対 象：組合員・関係者の皆様
会 費：10,000円

忘れるな 安心・安全輸送の根幹

RS全面解禁阻止宣伝・池袋

北部未組織宣伝とライドシェア全面解禁阻止宣伝を結合させて6月9日、11組合44人が参加して池袋駅西口で宣伝行動

を展開しました。宣伝カーからの第一声は徳永委員長がマイクを握り「乗務員数が回復した現在の状況下では、二種

免許をもたない一般素人による危険なライドシェアを解禁する理由はまったくない。ライドシェアを導入した諸外国では、性被害などが多発し規制が強化されている。配布しているチラシを一読いただき、ご理解をいただきたい」と通行人に呼びかけました。続いて、福岡から駆けつけた内田本部組織拡大専従オルグは「自交総連は全国でライドシェア全面解禁阻止の運動をして、危険性を訴えている。利用者のみな



タクシーの安全性を訴える参加者と孫城議長

さん、どうぞ私たちの声に耳を傾け、ご賛同をいただきました。」と訴えました。最後に孫城議長(北部ブロック)が「ライドシェア推進派は、安全性より効率や利益を優先している。事故や事件が起きたときはライドシェアのドライバーと利用者の自己責任とする無責任さだ。旅客輸送の最優先は安心・安全に輸送することであり、その根幹を忘れてはならない」と強調しました。参加者は「安心・安全な公共交通を守れ」「危険なライドシェア反対」とビラ入りティッシュを配布し、通行人に訴えました。

青年部体験型学習会

車椅子・見えにくい世界を体験しよう

・日 時 7月11日(土)13:30
・場 所 台東区社会福祉協議会



全道交法学会

・日 時 7月30日(木)13:00～
・場 所 台東区民会館 ホール
・内 容 I. 現場検証の必要性和取り調べ対応まで
II. 首都高速道路の安全な利用について